

女性の職業生活における活躍の推進に

関する法律に基づく一般事業主行動計画

女性社員の個性と能力がより発揮できる職場環境を整えるため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年4月1日～2024年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：新規採用の正社員に占める女性社員の割合を35%以上とする。

【対策】

- ・ダイバーシティに関する情報をホームページや採用ナビサイトで掲
示する。
- ・採用イベント等で性別によらず業務に取り組める旨を説明する。

目標2：年次有給休暇の平均取得率を65%以上とする。

【対策】

- ・年間5日取得義務の再周知を行う。
- ・業務の平準化、作業手順の見直し等による個人負担の軽減を進める。

目標3：職場の女性用設備の整備を推進し、すべての職場で女性社員が活躍
できる環境を整える。

【対策】

- ・多くの職場で女性が働くことが可能となるよう、女性用設備の新設等
を進める。

2020年4月1日

JR 東日本東北総合サービス株式会社